

インド知財情報メール：第 2021-4 号、2021 年 5 月 6 日発行
本メールにて、当社が関わるイベントやセミナー、
インドの知的財産に関する情報をお届けします。
なお本メールは、ご関心のある方に転送して頂いて構いません。

◆◆◆-----◆◆◆---TOPICS-----◆◆◆-----◆◆◆

【1】インド最高裁判所が「期限延長指令の終了の取消」の指令を発令

◆◆◆-----◆◆◆---TOPICS-----◆◆◆-----◆◆◆

【1】インド最高裁判所が「期限延長指令の終了の取消」の指令を発令

インド最高裁判所は、ロックダウン（外出禁止措置）により手続きができないことを考慮して、行政、司法などのすべての期限を 2020 年 3 月 15 日付で延期する内容の指令を 2020 年 3 月 23 日に発令しておりました。同裁判所が、2021 年 3 月 8 日に、期限延長の指令を 2021 年 3 月 15 日付で終了するとの内容の指令を発令しておりました。当社が発行しましたニュースレター第 2021-2 号¹では恩赦期間（2020 年 3 月 15 日～2021 年 3 月 14 日）の扱いについて例を用いながら説明しています。

しかしながら、2021 年 3 月中旬からインドでは新型コロナが猛威をふるっています。2021 年 4 月下旬には、一日の感染者数が 30 万人、死者数が数千人とも言われています。このため、インドでは局地的にロックダウンが発令されています²。インド最高裁判所は、州政府および中央政府に対して、全国規模のロックダウンを行うことを求めています³。

この緊急事態に配慮して、インド最高裁判所は、2021 年 4 月 27 日に、「次に同裁判所から指令があるまで、期限延長の指令を終了するとの内容の指令を取り消す」という内容の指令を発令しました⁴。すなわち、2020 年 3 月 15 日から始まった恩赦期間はこれからも続くこととなります。インド最高裁判所は 2021 年 7 月 19 日に期限延長の（取消）指令の内容を再検討するとのことです。進展があり次第、ご報告させていただきます。

当社がお付き合いのあるインドの事務所でも所員またそのご家族の感染が増えています。インドの事務所では、メンタルやフィジカルな問題で事務員や技術者のモチベーションや作業効率が低下することにより、業務のスピードや質の低下が起きています。そのため、インドの事務所からアクノレッジメントや納品が遅れたりする可能性が十分に考えられます。日本の皆様のご理解とご協力をお願いします。仮に、法定期限が徒過しても、救済されますので冷静な対応をお願いします。

インドの実務で特許庁に原本を提出する手続きが多いです。日本からの EMS のサービスはいまも止まったままです。一方、DHL などのサービスは機能しているようです。

株式会社サンガム IP は、東京にオフィスがあるインドの知的財産を専門に扱う会社です。インドにおける特許・意匠・商標の権利化、権利行使、調査、情報収集について日本語でご相談が可能です。

¹ https://d9ed3f83-b130-4b57-bf78-e209ed422e65.filesusr.com/ugd/7c4953_0deb3850fc0840e387b714480865189c.pdf

² <https://www.indiatoday.in/coronavirus-outbreak/story/full-list-of-states-cities-where-lockdown-and-night-curfew-has-been-imposed-1796610-2021-04-30>

³ <https://www.ndtv.com/india-news/consider-lockdown-to-curb-covid-cases-supreme-court-to-centre-states-2426805>

⁴

https://www.knspartners.com/UploadFile/UploadDocument/28042021_071811_10651_2021_31_1_27776_Order_27-Apr-2021.pdf

-
- ◇本メールは当社のホームページから登録された方にお送りしております。
 - ◇メール配信の中止をご希望の場合、大変お手数をおかけいたしますが、本メールに返信して頂き、その際に件名に「削除」とご記入くださいますようお願い申し上げます。
 - ◇メールアドレスの変更を希望されます方は、本メールに返信して頂き、その際に件名に新メールアドレスと会社名をご記入くださいますようお願い申し上げます。